

## 議案第101号

山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について  
山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

### 山陽小野田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

山陽小野田市火入れに関する条例（平成17年山陽小野田市条例第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「火入」を「火入れ」に改める。

第3条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条を次のように改める。

（火入れの中止）

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第101号参考資料

山陽小野田市火入れに関する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 申請者は、<u>火入れ</u>を行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請時に明示しなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>全て</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(火入れの中止)</u></p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、又は火災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められる場合又は強風注意報、暴風警報、暴風特別警報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは火</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 申請者は、<u>火入</u>を行おうとする土地（以下「火入地」という。）において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請時に明示しなければならない。</p> <p>(許可の要件)</p> <p>第3条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号の<u>すべて</u>に該当する場合でなければ許可をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(火入れの中止)</u></p> <p>第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消</p>

災警報、林野火災注意報若しくは林野火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。

火しなければならない。